
イノベーションLab.長井 i-bay 利用規約

本規約は、一般財団法人置賜地域地場産業振興センター（以下、「運営者」という。）が管理・運営する施設「イノベーションLab.長井 i-bay」（以下、「本施設」という。）の利用について定めるものです。ご利用に際しては、本規約の内容を十分にご理解いただき、遵守してください。

1. 施設の目的

本施設は、長井市に拠点を置いて創業または新事業展開を行う事業者に、活動の場と多様な交流・連携の機会を提供することで、その事業化の取組を後押しするとともに、ひいては地域経済の活性化に資することを目的とします。

2. 施設の概要

名 称：イノベーションLab.長井 i-bay

運 営 者：一般財団法人置賜地域地場産業振興センター

所 在 地：山形県長井市館町北6-27

運営時間：原則365日 8:30～18:00

3. 利用者

- ① 本施設を利用できる者は、長井市に拠点を置いて創業または新事業展開を行う意思があり、運営者から使用許可を受けた事業者及びその従業員とします。ただし、運営規程第9条第1項第4号の限定目的利用会員は、別に定める利用規約により利用するものとします。
- ② 本施設の利用を希望する者は、本規約を承諾の上、所定の利用申請書（様式1）に必要な添付書類を添えて運営者に利用を申し込むものとします。運営者は審査委員会を設けて審査し、利用者を決定します。
- ③ 利用者は、本施設の趣旨を理解し、他利用者との協調・協力のもと、事業化の取組を進め、長井市をはじめとする置賜地域の経済活動との関わりを広げるよう努めてください。

4. 利用可能な設備とサービス

- ① 本施設の利用は会員制とします。会員には以下の4つの種類があります。
 - ア) プラチナ会員（個室会員：1会員登録につき1個人または1法人に所属する者）
 - イ) ゴールド会員（専用デスク会員：1会員登録につき1個人または1法人に所属する1名）
 - ウ) シルバー会員（共有スペース会員：1会員登録につき1個人または1法人に所属する1名）
 - エ) 限定目的利用会員（別に定める利用規約による）
- ② それぞれの会員は本施設の以下のスペースを利用できます。
 - ア) プラチナ会員は、本施設内固定のパーティションで区切った個室（鍵あり）を専用で利用できます。
 - イ) ゴールド会員は、本施設内に設置のパーティションで仕切った専用のデスクを利用できます。
 - ウ) シルバー会員は、本施設内の共有スペースを利用できます。
- ③ それぞれの会員は本施設を以下の時間利用できます。
 - ア) プラチナ会員は、運営時間に限らず24時間利用できます。
 - イ) ゴールド会員は、運営時間（8:30～18:00、平日）のみ利用できます。
 - ウ) シルバー会員は、運営時間（8:30～18:00、平日）のみ利用できます。
- ④ 施設内に設けた会議室を予約して利用できます。

-
- ⑤ プラチナ会員は、固定電話回線 1 回線のみ利用できます。基本料金、回線利用料はご負担いただきます。
 - ⑥ インキュベーションマネージャーを中心としたビジネスプランのブラッシュアップ、ビジネスマッチング、支援制度の活用、その他経営に関する相談を無料で利用することができます。
 - ⑦ その他、別紙 2 に掲げる付帯サービスを利用することができます。

5. 利用料金及び支払方法

- ① それぞれの会員は施設の利用にあたり、別表 1 に定める料金をご負担いただきます。
- ② 毎月の利用料金は、前月の末日までに、運営者が指定する銀行口座にお振り込みまたは運営者にご持参ください。
- ③ 月途中の入退会でも日割り計算はせず、1 ヶ月分の課金を行います。
- ④ 施設運営の環境変化等により利用料金を変更する場合は、その時期及び額、その他必要な事項について 3 ヶ月前までに利用者に通知します。
- ⑤ 付帯サービスの利用については、別途、別表 2 に定める料金をご負担いただきます。当月利用分を利用者毎にカウントし、翌月に請求します。
- ⑥ 創業段階または新事業展開の別が変更になった場合には、更新時から変更後の創業段階の利用料金の適用になります。

6. イベント

- ① 本施設は、創業志願者の発掘と育成、施設の周知を図るための研修・セミナー、また、利用者同士の親睦・連携、利用者と地域企業との交流・連携を図るための交流会等のイベントを行うことがあります。その際は共有エリアを使用するほか、イベントの音が漏れることもありますので、ご理解・ご協力をお願いします。
- ② 研修・セミナー、交流会等のイベントの開催にあたっては、できるだけ早期に会員に情報を告知・共有します。
- ③ 会員は、創業または新事業展開を促進するとともに、地域経済の活性化に資するという本施設の趣旨を十分理解し、イベントに積極的にご参加いただくようお願いします。

7. 利用期間

- ① 利用期間は創業段階または新事業展開の別により以下の通りです。ただし、1 年毎の更新とし、更新前に運営者と面接を行います。1 年毎の更新にあたっては、更新を希望する者は、所定の更新申請書(様式 4)を運営者に提出してください。

尚、本施設における「創業」とは、個人事業の場合は開業届の「開業日」を示し、法人の場合は法人登記を申請した日を示します。

 - ア) 創業予定者は、長井市に拠点を置いて 2 年以内に創業を目指す ICT 分野ほかの個人または団体のことを示し、最大 2 年まで。ただし、利用 1 年目に創業した場合には、1 年まで。
 - イ) 新規創業者は、創業してから 3 年以内であり長井市に拠点を置いて事業化や事業の成長を目指す ICT 分野ほかの個人、団体または企業を示し、最大 5 年まで。
 - ウ) 新事業展開を行う既存事業者は最大 3 年まで。ただし、1 年目に新事業を展開しない場合には、1 年まで。
- ② 既存事業者については、審査委員会が地域経済の活性化に必要であると認めた場合に限り、期間延長を検討します。
- ③ 創業予定者については、利用期間内に創業した場合、以下に掲げる書類を添えて遅滞なく運営

者に申告ください。

ア) 法人は履歴事項全部証明書の写し

イ) 個人事業主は開業届の写し

- ④ 利用者は利用期間内に行った決算申告を、以下に掲げる書類を添えて申告から1ヵ月以内に運営者に報告してください。

ア) 法人は決算書

イ) 個人は確定申告書の写し

- ⑤ 利用者は事業を休止または廃止する場合、遅滞なく運営者に報告してください。

8. 利用上の注意

- ① 会員は本規約を遵守し、善管注意義務をもって利用することとします。

- ② 事務所としての利用を原則とし、工場や倉庫としての利用はできません。また、住居や宿泊施設としての利用もできません。

- ③ 利用者取引等のある関係者の来訪については、本規約を遵守していただくものとし、施設を利用できるものとします。ただし、シルバー会員の来訪者は施設を利用できません。

- ④ 所持品、貴重品などは自らの責任で管理するものとします。なお、盗難などの損害が発生しても、運営者は一切責任を負いません。

- ⑤ 施設内は禁煙です。喫煙は施設外の喫煙コーナーをご利用ください。

- ⑥ 施設内で発生したごみは、共同のごみ箱に分別して出してください。

- ⑦ 退去時のクリーニングや原状回復は運営者が実施し、その費用を利用者に請求します。

- ⑧ 駐車場は当ビルの向かいにある白つつじ公園駐車場をご利用ください。

9. 利用許可の取消

下記の事由に該当する場合は、利用許可を取り消す場合があります。

- ① 申込時の情報や書類に虚偽があったとき。

- ② 利用料金を支払わないとき。

- ③ 施設を目的外の用途に利用したとき。

- ④ 他の会員等施設の利用者に対し、著しい迷惑や損害を与えたとき。

- ⑤ 施設を故意または重大な過失により損傷したとき。

- ⑥ 本規約に違反したとき。

- ⑦ その他、運営者が施設の管理上必要があると認めたとき。

10. 入退室方法

- ① 本施設はICカードにて入退室できます。

- ② ゴールド会員、シルバー会員は、運営時間（8:30～18:00）のみ受付で貸出されたICカードにて入退室できます。

- ③ プラチナ会員に限り、本施設の運営時間に限らず24時間ICカードにて入退室できます。

11. セキュリティ

- ① 本施設はSECOMのセキュリティシステムと入退室用ICカードによる施開錠となります。

- ② ICカードはプラチナ会員にのみ貸与します。最大3枚まで。貸与する場合は、所定の登録手続きが必要となります。また、紛失等による再発行は有料となります。

- ③ プラチナ会員の個室はシリンダー錠による施開錠となります。利用開始の際に2本貸与します。

-
- ④ ICカード及び個室、私書箱等の鍵は、退会時に必ず運営者に返却してください。

12. 損害賠償について

会員が故意または過失により、施設または他の会員等に損害を与えた場合は、これにより生じる一切の賠償をしなければなりません。

13. 退会時の義務について

- ① 退会に際しては運営者と立会い及び現状確認を行い、原状回復義務がある場合はその費用を負担していただきます。
- ② 退会に際してのクリーニングの費用は利用者負担となります。
- ③ 利用期間満了前に退会する場合は、退会日の2ヵ月前までに所定の退会届（様式2）を運営者に提出してください。

14. 利用規約の変更

運営者は、本規約及び本施設の運営に関する事項を変更することができるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

附則

本規約は平成28年9月1日から施行する。

本規約は平成29年4月1日から施行する。

本規約は平成31年4月1日から施行する。

本規約は令和元年10月1日から施行する。

本規約は令和5年4月1日から施行する。

別表1 利用料金

(税込)

	創業予定者	新規創業者	既存事業者
プラチナ会員	519円/月/㎡	1,019円/月/㎡	1,528円/月/㎡
ゴールド会員	3,056円/月/人	4,074円/月/人	5,093円/月/人
シルバー会員	2,037円/月/人	3,056円/月/人	4,074円/月/人

別表2 付帯サービスと利用料金

ア) 共用の複合機（コピー／プリント／FAX）を次の料金で利用できます。

(税込)

複合機（コピー／プリント）	モノクロ	カラー
	6円/枚	22円/枚

FAX	受信	送信
	無料	20円/枚